



環境省 重点対策加速化事業

# 令和8年度 鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金 申請の手引き

鹿屋市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、個人住宅の自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の設置補助を実施します。

この事業では、二酸化炭素の排出量を減らすことを目指し、個人住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の導入促進を図ります。

**〈ご注意〉 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け、報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反になりますので、ご注意ください。**

《最初にお読みください》

- ① **FIT 制度（固定価格買取制度）や FIP 制度の認定を受ける場合は、補助対象外**であり、自家消費型での導入が補助対象となります。
- ② **既存の太陽光発電設備の置換や増設は、補助対象外**です。  
※ 既存設備が自家消費をしない全量売電設備である場合は、置換や増設に当たりません。
- ③ **補助金交付決定後に着手する事業が、補助対象**です。  
※ **補助金交付決定前の契約締結は事業着手とみなし、補助対象外**とします。
- ④ 導入した太陽光発電設備で**発電した電力量の30%以上を自家消費**する必要があります。  
※ 法定耐用年数の期間（17年間）内は、自家消費量を記録していただきます。
- ⑤ **蓄電池のみの導入は、補助対象外**です。
- ⑥ **交付申請書の提出期限は、《令和8年11月16日（月）》**です。  
※ 申請受付は先着順に行い、**予算額に達した時点で終了**します。
- ⑦ **実績報告書の提出期限は、《事業完了日から3月以内又は令和9年2月15日（月）のいずれか早い日》**です。  
※ 事業完了日は、補助対象設備の代金の支払完了日又は補助対象設備の引き渡し（電力会社との系統連系及び補助対象設備のメーカー保証期間の開始を含む）を受けた日のいずれか遅い日とします。
- ⑧ **国、鹿児島県若しくは本市から同様の補助金・交付金等を受ける見込み、又は既に受けた場合は、補助対象外**です。
- ⑨ 導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数が経過するまで、補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。

市ホームページはこちらから  
確認できます。



## 1 補助対象設備

### 太陽光発電設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの

- **個人の住宅の屋根に設置するもの**であること。
  - ※ この補助金における住宅とは、個人が自ら所有し、居住する戸建ての「専用住宅（居住用床面積が50㎡以上のものに限る。）」又は「併用住宅（居住用床面積が50㎡以上かつ居住用床面積の割合が延べ床面積の5割以上のものに限る。）」（**これらの住宅の同一敷地内にあり、住宅に附属する車庫等の建物及びカーポート等の設備を含む。**）をいい、集合住宅や保養所、寄宿舍等は対象外とする。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく **FIT制度又はFIP制度の認定を取得しない**設備であること（いわゆる自家消費型での導入であること）。
- **太陽光パネルの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下切捨）が10kW未満**の設備であること。
- 商用化され、導入実績があるものであること。
- 中古設備でないこと。
- **既存設備の置換や増設でない**こと（既存設備が自家消費をしない全量売電設備である場合は、置換や増設に当たらない）。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。
- 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと。ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。
- **発電した電力量の30%以上を自家消費**すること。
  - ※ 住宅における電力需要量を考慮し、適切な出力値の太陽光発電設備を設置すること。
  - ※ 申請時に消費量計画書を提出すること。また、設置完了（補助事業完了）の翌年度から法定耐用年数の期間（17年間）内は、自家消費量を記録し、市が必要と認める場合は、自家消費量に関する報告書（第7号様式）を提出すること。

### 蓄電池設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの

- 6ページの「蓄電池仕様」に適合するものであること。
- 太陽光発電設備の附帯設備であること（**蓄電池単体の導入は補助対象外**）。
- 蓄電容量が20kWh以下の設備であること。
- **1kWhあたりの価格（工事費込み、税抜き）が155,000円以下の設備**であること。
  - ※ **1kWhあたりの価格（工事費込み、税抜き）が125,000円以下となるよう努めること**（複数の設備及び施工業者を比較検討のうえ導入設備を選定した結果、125,000円/kWh以下での導入が困難な場合に限り、上限を155,000円/kWhとすることができる）。
- 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- 定置用の設備であること。
- 商用化され、導入実績があるものであること。
- 中古設備でないこと。
- **既存設備の置換や増設でない**こと。

## 2 補助対象経費

### 補助金の交付対象となる経費

補助対象設備の設置に要する費用のうち、7ページの表に規定する費用を対象とする。

### 3 補助金の額

#### 補助対象設備の区分と補助金の額

補助対象設備ごとの補助金の額は以下のとおり。

太陽光発電設備	<p><b>出力(kW) × 70,000 円</b></p> <p>※ 出力(kW)は、<b>太陽光パネル公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー定格出力の合計値のいずれか低い方</b>で計算する（小数点以下切り捨て）。</p> <p>※ 太陽光発電設備の価格（交付対象経費）が、「出力(kW) × 70,000 円」の額に満たない場合は、太陽光発電設備の価格（交付対象経費）を限度とする（千円未満の端数は切り捨て）。</p>
蓄電池	<p><b>蓄電池の価格（工事費込み、税抜き） × 1/3</b>（千円未満の端数は切り捨て）</p> <p>※ 蓄電容量（定格容量）が10kWhを超えるときは、<b>10kWh を上限</b>として補助対象とする。 … 1 kWh あたりの価格（工事費込み、税抜き） × 10kWh × 1/3</p> <p>※ <b>1 kWh あたりの価格（工事費込み、税抜き）が 155,000 円以下</b>のものを対象とする。 ただし、1 kWh あたりの価格（工事費込み、税抜き）が 125,000 円以下 となるよう努めること（複数の設備・施工業者を比較検討のうえ導入設備を選定した結果、125,000 円/kWh 以下での導入が困難な場合に限り、上限を 155,000 円/kWh とすることができる）。</p>

#### 【蓄電池の補助申請額の計算方法】

補助対象となる蓄電池は 155,000 円/kWh（工事費込み、税抜き）以下のものに限る。

<事例 ①> 価格（工事費込み、税抜き）100 万円で 6.5kWh の場合

1,000,000 円 ÷ 6.5kWh = 153,846 円 → **補助対象**

1,000,000 円 × 1/3 = 333,333 円 → 333,000 円（補助申請額）

<事例 ②> 価格（工事費込み、税抜き）180 万円で 12kWh の場合

1,800,000 円 ÷ 12kWh = 150,000 円 → **補助対象**

150,000 円 × 10 × 1/3 = 500,000 円（補助申請額）

<事例 ③> 価格（工事費込み、税抜き）140 万円で 7kWh の場合

1,400,000 円 ÷ 7kWh = 200,000 円 → **補助対象外**

### 4 補助の対象者

#### 補助対象者の条件

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) **自ら所有し居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する者、又は自ら所有し居住するために新築若しくは購入する市内の住宅に補助対象設備を設置する者**
- (2) **実績報告書の提出時に、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有する者**  
 ※ 仕事の都合その他社会生活上やむを得ない事由により、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有さない場合において、配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者が、当該住宅の場所に住所を有し、かつ、その住宅に居住している場合は、(1) 及び (2) の要件を満たすものとみなす。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 本事業の補助金を受けたことがない者
- (5) 補助対象設備について、**国、鹿児島県又は本市から同様の補助金等を受けておらず、かつ、受ける見込がない者**
- (6) 鹿屋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者

## 5 交付申請

### 申請方法

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付申請書（第1号様式）に下表の書類を添え、市役所窓口へ直接提出（**郵送、FAX、インターネット等による申請は不可**）。

提出先：鹿屋市役所 本庁5階 生活環境課

### 申請書提出期限 **令和8年11月16日（月）**

- ※ **予算額に達した場合、申請受付を終了する（先着順）。**
- ※ 実績報告書の提出期限までに、事業が完了する見込がない場合は申請不可（事業の完了には、電力会社との系統連系及び補助対象設備のメーカー保証期間の開始も含む。）

### ●交付申請書に添付する書類

種類	書類の内容
設備関係	(1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し ※ 内訳の記載があるもの (2) 補助対象設備の設置費用内訳書（指定様式） (3) 住宅の場所が分かる地図 (4) 住宅の外観及び周囲の状況が分かるカラー写真 ※ 新築の場合は、申請時点での建物や土地の現況及び周囲の状況が分かるカラー写真 (5) 補助対象設備の設置予定箇所が分かる配置図 ※ 屋根の形状・方角及び設置予定の太陽光パネルの枚数が分かる図面、パワーコンディショナー・蓄電池を設置する場所が分かる図面 (6) 補助対象設備の設置予定箇所（屋根・壁面等）のカラー写真 ※ 補助対象設備が設置されていないことが確認できるもの (7) 補助対象設備のカタログ・パンフレット等の写し（該当ページのみで可） ※ 太陽光パネル：製品仕様（公称最大出力等）、型番が分かるもの ※ パワーコンディショナー：製品仕様（定格出力等）、型番が分かるもの ※ 蓄電池：製品仕様（定格容量等）、型番が分かるもの (8) 補助対象設備の発電電力の消費量計画書（様式指定） ※ 年間発電量シミュレーションを添付すること。
申請者関係	(9) 市税の滞納がないことの証明（「滞納のない証明書」）の原本（発行から3月以内のもの） (10) 本人確認書類の写し ※ 公的機関が発行した証明書で、提出時において有効であるもの ※ 顔写真付きのもの（運転免許証、マイナンバーカード等）は1点、顔写真なしのもの（年金手帳、住民票等）は2点 (11) 【代理人（行政書士）に申請手続等を委任する場合】委任状 (12) 【代理人（行政書士）に申請手続等を委任する場合】代理人の本人確認書類の写し
住宅関係	(13) 補助対象設備を設置する住宅の建物登記事項証明書（建物）の原本（発行から3月以内のもの） ※ 【新築住宅等で登記未了の場合】建築工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写し（実績報告時に住宅の登記事項証明書（建物）の原本を提出） (14) 【住宅が共有名義の場合】所有者全員の設備設置承諾書（様式指定） ※ 建物所有者（共有者）本人が自署すること。
その他	(15) 誓約書（申請者用）（様式指定） ※ 申請者本人が自署すること。 (16) 誓約書（施工業者用）（様式指定） (17) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 6 実績報告

### 実績報告書提出期限

#### 事業完了日から3月以内又は令和9年2月15日（月）のいずれか早い日

※ 事業完了日は、補助対象設備の代金の支払完了日又は補助対象設備の引き渡し（**電力会社との系統連系及び補助対象設備のメーカー保証期間の開始を含む**）を受けた日のいずれか遅い日とする。

※ 補助対象設備の設置工事完了後は、電力会社との系統連系等の手続きを速やかに行うこと。

### ●実績報告書に添付する書類

種類	書類の内容
設備関係	<p>(1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し ※ 契約日は、交付決定日以降であること。</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し ※ 領収内容の内訳（但し書き）が記載されていること。</p> <p>(3) 補助対象設備の設置費用内訳書（様式指定）</p> <p>(4) 補助対象設備（太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池）の保証書の写し ※ 蓄電池設備は10年以上の保証であること。</p> <p>(5) 住宅の外観及び補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真 ※ 施工前後を概ね同じアングルで撮影し、それぞれの写真が比較できるよう並べて添付すること（施工後の写真は、補助対象設備の設置工事完了後、速やかに撮影すること）。</p> <p>&lt;必要な写真&gt; ①住宅の外観、②太陽光パネル（全ての枚数が確認できるもの）、 ③パワーコンディショナー、④蓄電池</p> <p>(6) 補助対象設備の銘板等のカラー写真 ※ &lt;太陽光パネル&gt; 全てのパネルの製造番号が確認できる銘板等のカラー写真であること（メーカーが発行する出力対比表又は製造番号票（バーコード）等の写しでも可）。</p> <p>&lt;パワーコンディショナー・蓄電池&gt; 型式、製造番号、定格出力・定格容量等がわかる銘板のカラー写真であること。</p> <p>(7) 【蓄電池を設置する場合】電力会社の系統連系に関する契約の案内書の写し</p> <p>(8) 【余剰電力を売電する場合】電力受給契約書又は電力受給契約の案内書の写し</p> <p>(9) 【蓄電池を設置する場合】太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類（構造図・配線図の写し等）</p>
住宅関係	<p>(10) 【交付申請時に住宅が登記未了であった場合】住宅の登記事項証明書（建物）の原本（発行から3月以内のもの）</p>
申請者関係	<p>(11) 世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）（発行から3月以内のもの） ※ 一人世帯であっても、世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）を提出すること。</p> <p>(12) 【交付申請時から住所の変更がある場合】住所変更届（指定様式） ※ 仕事の都合その他社会生活上やむを得ない事情により、住民票の住所と補助対象設備を設置する住宅の場所が、実績報告時に異なる場合は、「住所に関する申出書」の提出が必要（事前にご連絡ください）。</p>
その他	<p>(13) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの ※ 交付申請時から軽微な変更があった場合は、変更箇所が分かる書類等の提出が必要（事前にご連絡ください）。</p> <p>【軽微な変更例】 ・対象システムの配置や設置場所が同じ建物内で変更になったとき。</p> <p><b>補助金の金額が増減する場合等は、計画変更承認申請が必要であるため、設置工事前にご連絡ください。</b></p>

## 7 設備設置完了後の注意事項

### 財産処分等の制限

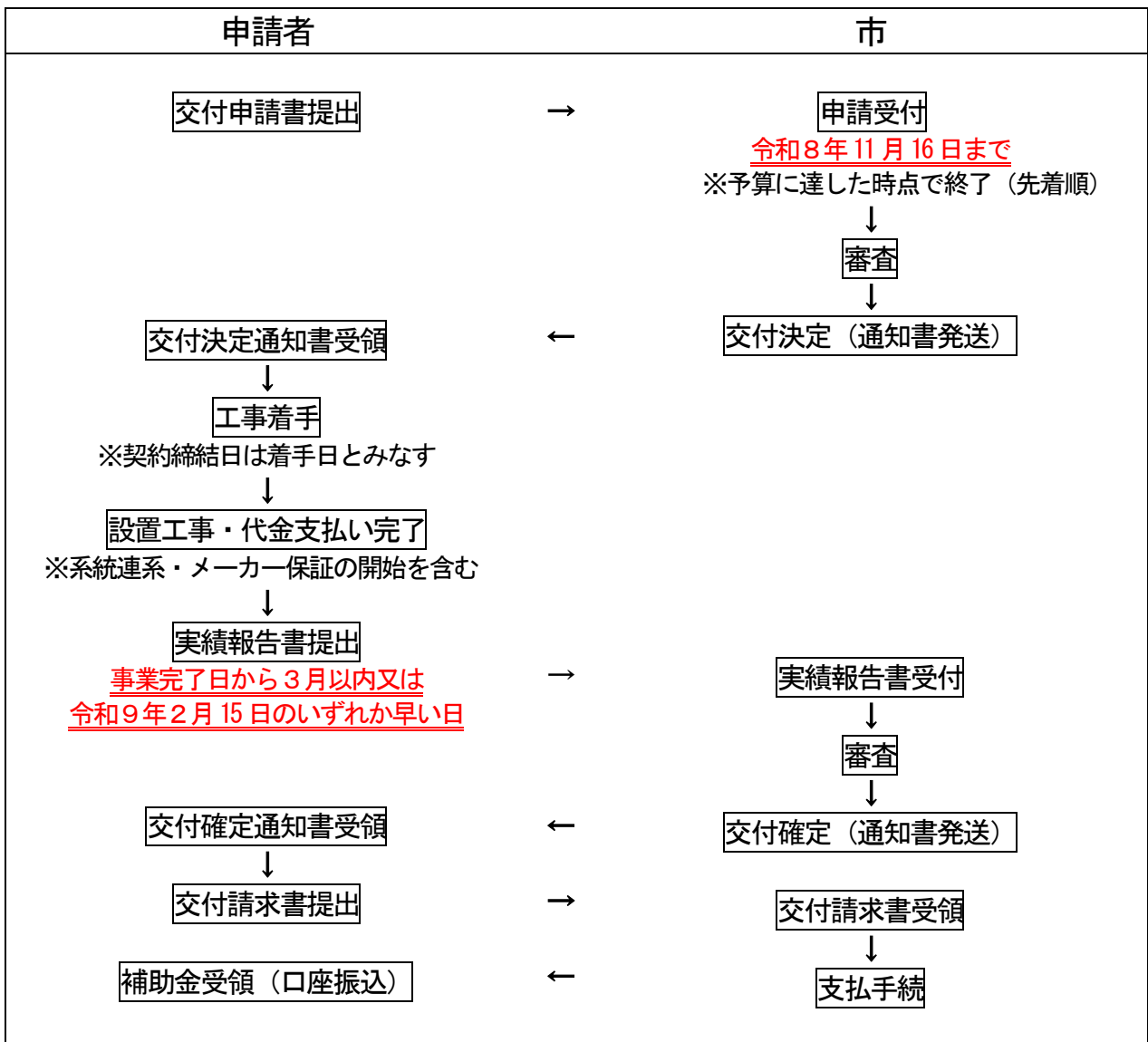
補助事業完了後、法定耐用年数の期間（太陽光発電設備 17 年、蓄電池設備 6 年）内に、対象設備を補助金の交付目的に反して処分（補助対象設備の譲渡、貸付、解体等）を行うときは、あらかじめ太陽光発電設備等設置補助金財産処分等承認申請書（第 8 号様式）を提出して、市長の承認を受けること。

※ 処分の内容により、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

### 自家消費量の確認・書類の保管

補助事業の完了後、法定耐用年数の期間内は、当該年度に発電した電力量や自家消費量等の実績について記録し、市が求めた場合は、自家消費量に関する報告書（第 7 号様式）を提出すること。その他の関係書類についても、法定耐用年数の期間内は、大切に保管すること。

## 8 申請手続の流れ



## 9 蓄電池の仕様

【家庭用蓄電池（20kWh以下）：1～6の全てを満たすこと】

### 1 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

備考1 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

2 システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

### 2 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

#### (1) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）

#### (2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

#### (3) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

#### (4) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

#### (5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

<表示例>「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へ御連絡ください。」

#### (6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

### 3 蓄電池部安全基準

JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

### 4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C4412 適用の猶予期間中は、JIS C4412-1 若しくは JIS C4412-2※の規格も可とする。

※ JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

### 5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

### 6 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

備考1 蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

2 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

3 メーカー保証期間内の補償費用は、無償であることを条件とする。

4 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

5 JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

## 10 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む。）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費で、契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設等に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること。）
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
	設備費	設備費	

### ●ご提出・お問合せ先

鹿屋市 市民生活部 生活環境課（市役所本庁5階）

電話番号：0994（31）1115

Eメール：seikatsu@city.kanoya.lg.jp

受付時間：市役所開庁日の9時00分から16時00分まで

※ 土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは閉庁日

